

令和2年9月18日

部 局 長 各 位

総 務 部 長

令和3年度予算編成方針（通知）

令和3年度当初予算について、海津市予算事務規則第4条に基づき、予算編成方針を定めたので通知します。

なお、同規則第5条に規定する予算に関する書類については、指定する期日までに企画財政課長を経て総務部長へ提出すること。

令和3年度予算編成方針

I 我が国及び東海3県の経済状況

新型コロナウイルスの感染症の影響により、世界の経済状況はリーマンショック以来の大幅な悪化をしており、日本、東海3県も観光業や外食等の産業を中心に大きな影響を受けている。その一方で、景気の持ち直しの動きもみられる。

我が国の景気については、令和2年8月の月例経済報告において、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる。」とされており、東海3県の景気については、9月の東海3県の金融経済動向において、「東海3県の景気は、厳しい状態が続くなかでも、改善の動きがみられている。」「景気の先行きについては、改善の動きが続くと期待されるが、そのペースは緩やかなものにとどまるとみられる。」とされている。

II 市財政をとりまく状況

本市の財政は、平成25年度より実質単年度収支赤字が継続し（平成27年度を除く）、厳しい状況が続いている。歳入については、普通交付税合併算定替の縮減・終了の影響等により、地方交付税が減少する中、人口減少等による市税収入の減少も続いている。その一方、扶助費を中心に歳出が増加しており、歳入の低下に見合った歳出の削減が進んでいないため、財政調整基金をはじめとした基金の取崩しや繰越金で歳入の不足を補っている。

そのような厳しい財政状況を踏まえ、本市は、本年6月に「海津市財政再生対策」を公表し、行財政改革によって、令和7年度決算時に財政調整基金残高10億円を堅持することを目指すという、数値目標を設定したところであるが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、歳入の根幹をなす自主財源である市税収入をはじめとした歳入の大幅な減収が見込まれている。また回復までに相当な期間を要し、その規模はリーマンショック時を上回ることが想定されていることから、令和3年度予算編成については、基金繰入金の大幅な増額が必要であり、財政状況は極めて厳しい局面にある。

III 基本方針

令和3年度の予算編成は、職員一人ひとりが、一般財源の減少や扶助費等の義務的経費の増大による危機的な財政状況にあることを認識し、「海津市財政再生対策」で掲げられた目標を踏まえ、事業の選択と集中により、財政健全化に向けた取り組みを加速させることとする。

特に、コロナ禍における財政状況のさらなる悪化のなかにおいても、「新しい日常」の下、市民生活を守り、地域経済の速やかな回復に向けた取り組みを進め、社会環境の変化に即応した効率的・効果的な事業展開に努めるため、限られた財源を有効に活用する観点から、スクラップ・アンド・ビルドの原則に立った事務事業の見直しを図り、持続可能な財政基盤を堅持することを目

標とする。

令和2年度の予算編成より導入した包括予算制度を引き続き実施する。各部局長のマネジメントにより、事業の選択と集中を徹底することで、さらに合理的な予算の作成を目指す。

なお、包括予算制度の導入には、既に本制度を導入している他の市町村の経験から鑑みるに、数年間の試行錯誤が必要となる。昨年度、本年度の取組みの経験を次年度の令和4年度予算編成へと生かしていくことが肝要である。

IV 包括予算制度の導入の背景

本市の財政調整基金は、度重なる取崩しを経て、現在（令和2年9月時点）予算ベースではおよそ8.3億円まで残高が減少しており、一般会計の繰越金についても減少が続いている。このような厳しい財政状況の中、今後も市税収入や地方交付税収入が減少していくことが予想される。地方自治体は、市税による歳入が不足する際に、公債を発行することが国と比べて困難である。そのため、地方自治体は、歳入不足の年度に備えて、ある程度の財政調整基金をはじめとした基金残高を確保することが重要である。基金残高を確保するためには、歳入の規模に見合った歳出の規模に、市の財政をスリム化していくことが求められている。

令和元年度までの予算編成方針では、前年度当初予算より単年度のみの一過性の経費を控除し、10%を減額するシーリングをかけて課ごとに予算配分を行うこととしていたが、実際にはシーリングが守られることは少なかった。そして、予算の査定には、歳入、歳出科目ごとに一件ずつ査定を行う、いわゆる積み上げ方式を採用しているが、企画財政課職員の人的リソースの少なさを踏まえるとこれまでの予算の査定方法には限界がある。

市税や地方交付税が増加する時代であれば、現状の体制でも問題がなかったかもしれない。ところが、財政状況が一段と悪化する中で、従来のシーリング手法による事務事業予算の一律削減と積み上げ方式が限界に達している現状にある。何らかの予算編成過程の改革が急務である。以上を踏まえ、本市では、令和2年度予算編成より包括予算制度を導入した。

V 包括予算制度について

包括予算制度では、これまでのように歳出予算の上限枠を決めるのではなく、「部門別包括予算枠」を設定する。具体的には、まず一般財源から、包括予算対象外の人件費や公債費等を除いたうえで、市の全ての事業を経常的経費と投資的経費に分け、前者に対して、各部局単位に「部門別包括予算枠」を設定する。

後者については別途、「投資的経費予算枠」を作成し、各部局から提出された「投資的経費対象事業」について必要性及び緊急性の観点から検討し、予算枠に収まるように事業を取捨選択する。

部局長は、部に所属する課の間で予算の融通をすることや、事業の必要性及び緊急性から事業を選択し、枠に収まるように予算を策定する。その際に、留意することは、あくまで「部門別包

括予算枠」は、一般財源の予算配分であるため、特定財源を各部局で確保することで、歳出予算額を拡大することが可能であるということである。

具体的には、①国・県からの補助金等の特定財源を確保できる場合は、その国・県の負担部分について、②その他手数料収入等を増加させることができる場合については、歳出予算額を拡大することが可能である。

このように、包括予算制度の下では、部局長にこれまで以上にマネジメント能力を発揮することが求められる。事業を実施するにあたり、一般財源以外に、どのような予算措置が可能であるのかを検討し、かつ事業の必要性及び緊急性を見極める必要がある。

VI 本年度の包括予算枠について

令和3年度の当初予算歳入（一般財源）の見積りについては、以下の通り。

- ・ 市税 35.39億円（前年比▲4.88億円，▲12.1%）
- ・ 普通交付税、その他交付金 52.45億円（前年比▲0.38億円，▲0.7%）
- ・ 繰越金 1.0億円（前年同額）
- ・ 臨時財政対策債 7.56億円（前年比+2.36億円，+45.4%）
- ・ 財政調整基金等の基金繰入金 10億円（前年比+3.9億円，+63.9%*）

合計 106.4億円（前年比+1.00億円，+1.0%）

令和2年度当初予算の一般財源の大枠を106.4億円と見積もる。このうち、包括予算対象外の人件費や公債費については、

- ・ 人件費 25.1億円（前年比+0.70億円，+2.9%）
- ・ 公債費 16.8億円（前年比+1.00億円，+6.3%）
- ・ 特別会計、企業会計への繰出金 20.6億円（前年比+0.02億円，+0.1%*）
- ・ 予備費 0.3億円（前年同額）

合計 62.8億円（前年比+1.72億円，+2.8%）

※ 環境施設整備基金（7億円）を除く

106.4億円 - 62.8億円 = 43.6億円

このうち、投資的経費予算枠については、3.0億円とする。

これにより、令和3年度当初予算の包括予算の大枠を40.6億円（前年比▲0.7億円，▲

1. 7%)と見込む。これを各部局に、令和3年度の歳出事業量予定、特定財源見込額を元に割り振ることで、予算枠を設定することとし、配分額は別紙のとおりとする。

Ⅶ 投資的経費予算枠について

本年度の投資的経費予算枠については、3.0億円である。各部局長は、予算査定の際には、以下の点に留意することとする。

(1) 相見積もりの実施

厳しい財政状況を踏まえ、予算要求の段階で、工事や修繕にかかる費用を圧縮することが重要である。そのため、特別な事情が無い限り、相見積もりを実施することで、工事事業者に、競争意識を芽生えさせ、予算の時点で事業費を圧縮することとする。

また、見積もりについては、事業内容に照らし積算内訳および、単価の精査を行うこと。

(2) データに基づく資料の作成

事業の必要性及び緊急性を説明する際には、その施設の利用者数等のデータを示すことで、客観的な説明に努めること。資料なしには、必要性及び緊急性の見極めが不可能となるため、査定の際に不利に働く。

また、必要であれば、市内だけでなく、他市町村の実績を含め、過去の類似する工事の実績価格について、調査し報告することを求める。

(3) 部局主導による、財源確保

あくまで事業の必要性及び緊急性が肝要であるが、部局から当該事業につき、一般財源以外の財源を確保できることを示された場合には、予算の査定の際に有利に働く。具体的には、事業の経費のうち、半分は国・県の補助金を確保できることや、合併特例債をはじめとした市債を充当することが可能である等を示すことが求められる。

このような特定財源の確保を検討せず、事業を部局が要求する場合には、予算査定の際に不利に働く。(必要性及び緊急性が非常に高い場合には、この限りではない。)

Ⅷ 海津市未来創生予算枠の新設について

本市は、ふるさと応援寄附金(ふるさと納税)を、海津市ふるさと応援基金に積み立てている。このふるさと納税による市への寄附額は年々増加しており、令和元年度は約2,660万円、令和2年度は約5,036万円(9月10日時点)となっている。

ふるさと納税で集めた資金については、移住・定住施策をはじめとした市の活性化施策の財源とし、地方創生を実現するという好循環を実現していかなければならない。

令和3年度予算編成より、「海津市未来創生予算枠」を新設することとし、移住・定住施策をはじめとした市の活性化施策の財源とする。令和3年度の予算枠としては、1,500万円とする。

①関係人口の増加もしくは、②移住・定住人口の増加に関する事業については、各部局の経常的経費予算枠、投資的経費予算枠以外に、この未来創生予算枠に計上することを可能とする。枠の

配分については、企画財政課（総合政策係）が担当する。

（参考）海津市へのふるさと納税額の推移（1万円以下切捨て）

H25	4万円
H26	169万円
H27	545万円
H28	1,072万円
H29	464万円
H30	1,709万円
R1	2,656万円
R2（9月10日時点）	5,035万円

IX 特別会計及び公営企業会計について

特別会計及び公営企業会計は、特定の歳入と特定の歳出を一般会計と区分して経理することにより、特定の事業や資金運用の状況を明確化することにある。原則として、特別会計及び公営企業会計は、一般会計からの繰入金を当てにすることなく、その会計内で完結することを目標とすべきであるが、本年度は一般財源からの繰出しとして、20.6億円を見積もっている。

X 事務的事項

（1） 予算要求書の提出等について

経常的経費に対する予算要求書は、財務会計システムにより作成

投資的経費に対する予算要求書は、財務会計システムに入力せず、別様式にて作成

（公営企業会計については、前年度と同一様式にて作成）

海津市未来創生予算枠に対する予算要求書は、財務会計システムに入力せず、別様式にて作成

提出期限：令和2年10月23日（金） 厳守

（2） その他

共通単価表及び付属添付書類等様式等、予算要求書作成留意事項は別途通知する。